

静岡県告示第46号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき告示する。

令和2年1月31日

静岡県知事 川勝平太

名 称	所 在 地	開 設 者	認定有効年月日
社会医療法人青虎会 フジ虎ノ門整形外科病院	御殿場市川島田字中原1067-1	社会医療法人青虎会	令和元年11月1日から 令和4年10月31日まで
社会医療法人駿甲会 コミュニティーホスピタル甲賀病院	焼津市大覚寺二丁目30-1	社会医療法人駿甲会	平成30年11月1日から 令和3年10月31日まで